

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

静岡市では、本市ならではの歴史文化遺産の価値と魅力を発信する活動を通して、地域に賑わいと豊かさを創出し、本市の発展を牽引していく歴史文化のまちづくり拠点施設として、静岡市歴史博物館（以下「博物館」という。）を設置、運営しています。

博物館内に設置のカフェ・ミュージアムショップを運営するのにふさわしい事業者を企画提案（プロポーザル方式）により選定します。市が求めるカフェ・ミュージアムショップは次のとおりです。

- ・来館者が、博物館見学後の感動や思い出を、商品を通して持ち帰ることにより、記憶の定着、イメージアップ、来訪者やリピーターの増加につなげる。
- ・博物館の設置目的に沿っており、かつ来館者のニーズに合った商品を提供し、満足度を向上させる。
- ・歴史文化のまちづくりの拠点の核となる博物館のカフェ・ミュージアムショップとして、品格があり、上質な雰囲気、豊富な品ぞろえとする。
- ・博物館を訪れる外国人のもてなしを意識した外国語表記等の多言語対応、キャッシュレス対応などのインバウンドに対応する。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 静岡市歴史博物館カフェ・ミュージアムショップ運営業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「静岡市歴史博物館カフェ・ミュージアムショップ運営要領」を参照 |
| (3) 使用期間 | 1年（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）
※ただし、運営等に問題がない限り令和14年3月31日まで1年度ごと更新できるものとします。なお、5年ごとに運営者の公募を行います。 |
| (4) 許可の方法 | 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可 |
| (5) 使用料 | 静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例のとおり。
令和7年度は、1,714,762円
※使用料は、土地の固定資産税評価や建物の経年劣化等により毎年度変動します。
※使用面積の追加を希望する場合は、市と協議すること。その場合は、別途目的外使用料が発生します。
※運営事業者が使用した光熱費等については、運営事業者の別途実費負担となります。 |
| (6) 支払 | 1年度ごとに、本市の指定する日までに指定する納付書により納入して |

ください。

3 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間がないこと。
- (5) 直近の1年間において、法人税、消費税及び地方消費税、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）を滞納していないこと。
- (6) 博物館の運営に協力し、良質な商品及び優良なサービスを提供できること。

4 スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始、実施要領等の公開	令和8年7月3日（金）	
質問受付期限	令和8年7月6日（月）から 令和8年7月13日（月）17時まで	5(1)に記載のとおり。
質問回答	令和8年7月17日（金）17時まで	5(2)に記載のとおり。
企画提案書（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）の提出期間	令和8年8月4日（火）正午まで （必着）	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市役所16階歴史文化課（静岡市葵区追手町5番1号）
書類選考（1次選考）結果通知	令和8年8月7日（金）	7に記載のとおり。書類選考により5者程度を選定します。応募者が5者以下の場合は、書類選考を行いません。
プレゼンテーション（2次選考）	令和8年8月12日（水）	選定された業者にはプレゼンテーションの参加時刻及び開催場所を

		通知します。
最終選定結果の通知	令和8年8月14日(金)以降	9に記載のとおり。
目的外使用許可	令和9年4月1日(木)	

※ 選定結果等についての問合せには、原則応じられませんのでご了承ください。

5 質問受付及び回答方法について

本要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、静岡市観光文化・市民局歴史文化課宛て電子メールにて提出してください。

※題名を「プロポーザル質問事項」としてください。

※電話・FAX・口頭による質疑応答は行いません。

※企画提案の審査に関する質問は受け付けません。

※質問回答の内容は、本実施要領の追補とします。

(1) 受付期間

令和8年7月6日(月)から令和8年7月13日(月)17時まで

(2) 回答方法

回答を作成し、令和8年7月17日(金)17時までにホームページに掲載します。

6 提出書類等

提出書類	内容に関する留意点
会社概要書 ・紙媒体 各1部	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2号のとおり。必要な添付書類は以下のとおりです。 ・法人：商業登記簿謄本 個人：身分証明書(①②の2種類) <ul style="list-style-type: none"> ①本籍地の市区町村が証明するもの ②「登記されていないことの証明」(成年被後見人、被保佐人とする記録がない。) ・貸借対照表、損益計算書(直近1年分 ※コピー可)を添付すること。 ・納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの ※コピー可) <ul style="list-style-type: none"> 法人：①消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (「その3；未納税額のない証明」税務署発行のもの) ②法人市民税納税証明書(決算期により証明されるもの) ③固定資産税(償却資産を含む)納税証明書 個人：①消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (「その3；未納税額のない証明」税務署発行のもの) ②市民税の納税証明書

	<p>③固定資産税納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社案内書等（作成している場合のみ）
<p>業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3号のとおりです。 ・業務の内容と実績を記載する。（ただし、業務期間1年以上のものを記載すること） ※特にミュージアムショップの経営実績、小売、カフェの経営実績があれば優先的に記載してください。 ・実績は直近5年分の業務を対象とします。
<p>暴力団排除に関する誓約書兼同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式4号のとおりです。
<p>履歴事項全部証明書</p>	<p>直近3カ月以内のものを提出してください。</p>
<p>企画提案書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体 7部 ・電子媒体(CD-R) 1部、ファイル形式は MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel、PDF 形式、又はオープンドキュメントフォーマットとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するにあたっての実施方針について、下記の点について記載してください。 ①博物館にふさわしいカフェ・ミュージアムショップについて、どのように考えているか。 ②来館者がカフェ・ミュージアムショップに求めているものと、そのニーズへの対応について、どのように考えているか。 ③事業実施人員体制（従業員の配置予定、勤務体制、教育方針等） ④予定商品構成、価格設定、売場レイアウト案 ⑤「博物館関連商品」の提案について <ul style="list-style-type: none"> ※「博物館関連商品」とは、博物館の周知PRにつながるような商品で、斬新で独創的、PR効果が高い商品が望ましいです。カフェ・ミュージアムショップ運営事業者が新規に開発してもよい。 ⑥多言語対応、キャッシュレス決済等のインバウンド対応についての具体案 ⑦カフェ・ミュージアムショップや販売商品のPR方法について <ul style="list-style-type: none"> ・A4版とします。提案書のページ数制限はありませんが、15分で説明できる内容としてください。 ・散逸しないような形で綴ってください。 ・提案書には応募者が特定できる団体名・ロゴなどを記載しないでください。

(3) 資料の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効となる場合があります。

(4) 資料等の提供

次の資料については、ホームページ上に掲載します。

- ・ 静岡市歴史博物館1階平面図（別紙①）
- ・ 目的外使用許可部分 位置図（別紙②）

- ・ 静岡市歴史博物館年間入館者数（令和5年度～令和7年度）（別紙③）

7 選考方法

(1) 書類選考（1次選考）

- ア 参加申請書を提出したものが5者を超えた場合は、提出された書類について事務局で評価し、5者程度を選定します。
- イ 審査基準に基づき、項目毎に数値化して採点し、合計点数により選定します。
- ウ 応募者が5者以下の場合は、書類選考を行いません。
- エ すべての参加表明者に書類選考結果を通知します。
- オ 選考結果等についての問い合わせには応じられません。

(2) プレゼンテーション審査の実施（2次選考）

ア 実施日時等

日時及び場所は、提案書受付後別途通知します。プレゼンテーションは、業務担当者からの提案書についての説明（準備時間を含め20分）の後、質疑応答（10分）を行います。（1者の所要時間は計約30分程度）

イ 出席者

業務担当者を含め2名までの同席を認めます。
説明は、主たる業務担当者が行ってください。

ウ 説明資料等

プレゼンテーション時に新たな資料の提示は認めません。
プロジェクターでパソコンを使用する場合は、企画提案書提出時に事務局に連絡し、当日持参してください。プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意します。

エ 評価者

本事業の運営者の選定は、「静岡市歴史博物館カフェ・ミュージアムショップ運営業務プロポーザル審査委員会」が審査を行い、運営者を選定します。

オ 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、「8審査項目」に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本事業の運営者とします。「8審査項目」を参考にプレゼンテーションを行ってください。

カ その他

応募者が1者のみであった時、審査員の合計点数が満点の7割未満の場合又はいずれかの審査項目の点数が著しく低く「不適」と判断された場合は、当該応募者を運営事業者として選定しません。

8 審査項目

審査は、下記表の項目について評価を実施します。

(1) 業務実績・経営安定性の評価

評価項目	評価の着眼点	配点
業務実績	過去の業務実績	5
経営安定性	経営安定性	5
小 計		10

(2) 実施方針に対する提案の評価

評価項目	評価の着眼点	配点
実施方針	博物館の理解度	10
	ニーズの把握と対応の提案	10
	実施人員体制	5
	商品構成	10
	売場レイアウト	5
	価格設定	5
	博物館関連商品	10
	多言語対応	5
	キャッシュレス対応	10
	広報戦略	10
	経営姿勢	10
小 計		90
合 計		100

9 審査結果の通知等

- (1) 企画提案書やプレゼンテーションの内容等について、項目ごとに数値化して採点し最高得点を得た者を運営事業者として選定し、「決定通知書」を送付します。なお、最高得点を得た者が複数あった場合はくじ引きで選定します。
- (2) 運営事業者として決定されなかった者に対しては「非決定通知書」を送付します。
- (3) 審査結果についての質問・説明要求・意見等は、受け付けません。

10 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限を超えた場合
- (4) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合
- (5) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、この書面に示された条件に適合しない場合

11 その他の留意事項

- (1) 関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルの審査以外には使用しません。
- (3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (5) 決定者が、運営要領に沿った履行をしない又は履行が不完全であったときは、使用許可期間中であっても許可を取り消すことがあります。
- (6) 関係書類作成のため市から入手した資料は、市の上承なく使用及び公表することはできません。

12 事務局（問合せ先）

静岡市 観光文化・市民局 歴史文化課 駿府城エリア活性化係 担当：佐野・國島
住所 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所歴史文化課
電話番号 054-221-1085 FAX 054-221-1451
E-mail : rekibun@city.shizuoka.lg.jp